

# 猫 飼 育 四 原 則

## 1 室内飼育

- ・いつまでも家族の一員として飼う為には室内で飼育をすることが大切です。
- ・室内飼育には、いろいろな利点があります。
- ・「交通事故・感染症」など、飼い猫にとって危険な要素が減り、永く幸せな生活ができます。
- ・また、**近所迷惑を防ぐことができます。**



## 2 繁殖制限

- ・愛知県では令和5年度232頭の猫が収容されました。
- ・その多くは子猫で、新しい飼い主が見つからず、殺処分されてしまう猫もいます。
- ・引取りに出される子猫を増やさないためにも、**繁殖制限（避妊、去勢手術）**をしてください。



## 3 所有者明示

- ・万が一、猫が迷子になっても所有者が判るように首輪をつけ、**所有者明示**をしましょう。皮膚の下に埋め込むマイクロチップも有効です。

住所  
飼い主の名前  
電話番号



**飼い猫が行方不明になったら愛知県動物愛護センターまでご連絡ください。**

## 4 終生飼育

- ・家族の一員として、猫を生涯飼育することが飼い主の責任です。
- ・**猫を捨てるのは犯罪**です。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる場合もあります。
- ・飼い続けることが無理なら、新しい飼い主をさがしてください。

### 愛知県動物愛護センター

本所	0565-58-2323
尾張支所	0586-78-2595
知多支所	0569-21-5567
東三河支所	0532-33-3777